

指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

- 1 施設の名称
秦野市里山ふれあいセンター
- 2 指定管理者とする団体
秦野市羽根988番地
秦野市森林組合
代表理事組合長 久保寺 邦 夫
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月4日提出

秦野市長 高橋 昌 和

提案理由

里山ふれあいセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。



令和元年9月1



秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市里山ふれあいセンター

指定管理者選定評価委員会

委員長 藤吉 正明



秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定方法について（報告）

令和元年8月29日に秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定評価委員会を開催し、令和2年度以降の指定管理者の選定方法について審議した結果、次のとおりの結論に達しましたので報告いたします。

1 指定管理者の選定方法について

「秦野市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」（以下「指針」という。）の6（1）「公募・非公募の決定」、イ（施設の設置目的及び期待される効果を考慮し、設立目的及び活動内容がこれと合致する本市内の公益法人その他の団体により管理・運営を行うことが最も効果的であると、合理的・客観的に判断できるとき。）及びエ（管理・運営実績及び利用者の満足度が良好であり、継続的な指定管理による人材育成やノウハウの蓄積を図ることで、今後も引き続き良好な管理が期待できるとき。）に該当すると判断し、公募によらない方法で指定管理者を選定することが望ましい。

2 指針6（1）イに該当する理由

秦野市森林組合は、地域林業の活性化を目的とし、その目的の達成のため、森林整備事業、林産事業及び森林・林業に対する市民理解の促進に関する事業等を実施している団体であり、本施設の設置目的に合致する団体である。

当該団体が指定管理者となり管理・運営を行うことにより、林業に精通した専門性を生かし、林業体験や木工教室等のサービスを円滑かつ安全に提供できるとともに、森林整備を行うことにより発生する未利用材を有効に施設利用者に提供でき、さらに秦野産材の普及・振興を図ることができる。

また、当該団体は本施設に事務所を有しているため、効率的な管理・運営を

図ることができる。

以上のことから、当該団体が管理・運営を行うことが最も効果的であると判断される。

3 指針6(1)エに該当する理由

本施設の設置目的に沿った管理・運営が行われており、利用促進を図るため、積極的に自主事業も実施している。また、施設の維持管理や安全対策等も適正に行われており、管理・運営実績及び利用者の満足度は良好である。

今後も継続的に指定管理者として管理・運営を行うことにより、施設の管理運営に関するノウハウの蓄積、木工指導員技術向上が見込まれ、適正な施設の維持管理、新たな自主事業の企画立案等サービスの質の向上が期待できる。



令和元年10月18日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市里山ふれあいセンター
指定管理者選定評価委員会
委員長 藤吉正明



秦野市里山ふれあいセンター指定管理者の選定について（報告）

指定管理者の選定について審議するため、令和元年10月18日に第2回秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定評価委員会を開催し、候補者から提出された申請書類を評価した結果、次のものを指定管理者の候補者として選定することは適切であるとの結論になりましたので報告いたします。

指定管理者の候補者として選定するもの

秦野市羽根988番地

秦野市森林組合 代表理事組合長 久保寺邦夫